

# 教育機関における個人情報の保護をめぐる判例の動向

## —初等・中等教育における個人情報保護に関する議論と大学教育改革のあり方—

青柳 卓弥

- 1 問題の所在
- 2 児童・生徒の教育個人情報の保護に関する判例の動向
  - (1) 下級審判決における見解
  - (2) 下級審判決の意味するところ
  - (3) 最高裁判所判決における見解
- 3 教員の個人情報の保護に関する判例の動向
  - (1) 下級審判決における見解
  - (2) 下級審判決の意味するところ
- 4 大学における個人情報の保護において学ぶべき点
  - (1) 学生の個人情報保護のあり方
  - (2) 教員の個人情報保護のあり方
- 5 結語—今後の課題

教育の特徴すなわち権威と愛とは、一般に利益社会(association, Gesellschaft)においては存在しないかまたは甚だ稀薄なところの、協同体(community, Gemeinschaft)においてはじめて見出し得られるところのものである。——田中耕太郎

### 1 問題の所在

昨今の大学改革の一環として、「競争的環境の中で個性が輝く大学」<sup>1)</sup>を目指し第三者機関による大学評価が法的制度として導入された<sup>2)</sup>のに伴い、従来より各大学で行われて

きた自己点検・評価の下で「わかりやすい授業」の実現のために実施されていた学生による教員の授業評価は事実上、義務的に行われるようになった。一方で、学生に対するきめ細かい親身の指導を行う趣旨で、初等・中等教育の場におけると同様に大学においても教員が学生の学業成績・学校生活・家庭状況に関する個人情報にアクセスし個別指導を行うことが求められるようになってきた。これらの大学における教育改革上の施策はいずれも、戦後の大学進学率の上昇に伴い、かつては「象牙の塔」といわれた大学が「量的拡大・質的低下」という大衆化現象に直面し、新たな対応をせまられてきたことの帰結であると考えられよう。特に近年の少子化現象に伴う十八歳人口の減少により「大学全入時代」の到来という新たな局面を迎えた現在、質的低下の傾向が益々顕著になりつつある状況下においては、大学教育の質的向上を目指すと同時に、学生の学力低下の傾向に対応した大学教育の内容の再構築を意味するものであるから、その限りにおいては教育上、大変好ましいものであると思われる。

しかし、これら二つの施策の導入、運用にあたっては、ことが個人情報の保護という問題と深く関係する以上、個人情報保護法の施行されている現在においては、教育上の観点から望ましいか否かという次元での議論とは別に、法律上の議論に基づき、その当否を検討し、慎重に運用していくことが必要ではないかと考えられる。その意味で、かかる施策の導入に際して、果たして十分な法律論とりわけ憲法論の観点からの議論が行われてきたかどうかは疑わざるを得ない。

翻って、これまで初等・中等教育機関における児童・生徒の教育個人情報の保護、あるいは教員の勤務評価に係る個人情報の保護をめぐる多くの判決を擁している<sup>3)</sup>。従って、本稿では、まず、初等・中等教育の場における児童・生徒の教育個人情報—とりわけ、調査書・指導要録等の情報—の保護に関する判例の動向について、次に、かかる教育の場における教員の勤務評価に係る個人情報—とりわけ勤務評定書、人事異動具申書等の情報—の保護に関する判例の動向について比較検討した上で、これらの法的議論を大学教育における改革として実施されている諸施策の当否に適用し、考察することを通して、今後の大学における教育改革のあり方への視座として何らかの知見を得るための序論的考察を行なうことにする。

## 2 児童・生徒の教育個人情報の保護に関する判例の動向

### (1) 下級審判決における見解

初等・中等教育の場における教育個人情報の保護をめぐることは、これまでいくつかの下級審裁判所において判決が下されてきた。東久留米市指導要録事件、高槻市内申書事件、大田区指導要録事件、西宮市指導要録・内申書事件の第1審判決および控訴審判決、東京都調査書事件の第1審判決がこれである。これらの判決においては、小学校あるいは中学校の児童・生徒が調査書（内申書）あるいは指導要録の開示を教育委員会あるいは教育長に求めたのに対して、これを認めるか否か、あるいは認める場合にどの範囲において認めるかをめぐって争われてきた。

#### ①東久留米市指導要録事件

第一は、指導要録公開拒否処分取消請求事件（東久留米市指導要録事件）である。本件は、原告が被告の市教育長に対して、東久留米市公文書公開条例に基づき小学校在籍当時の自己の児童指導要録の公開を求めたところ全部非公開の処分を受けたため、その取消しを求めた事案である。

第1審の東京地裁は、「指導要録の本件非公開部分該当部分には、単なる計数的な成績評価にとどまらない全体的な評価あるいは児童の人物評価ともいい得る評価等が、公開されることを予定せず、したがって、こうした評価を本人又は保護者に伝える場合の配慮等もなされずに、マイナス面についてもありのままに記載されている」ので、「これを公開するとすれば、場合によっては、児童が自尊心を傷つけられ、意欲や向上心を失い、あるいは教師や学校に対する不信感を抱いて、その後の指導に支障を来す可能性がある」。 「児童が家庭と学校で現す様子が必ずしも同じものではなく、通信簿等の記載と指導要録の記載がとが必ずしも一致していないことからすれば、保護者又は児童本人が、右評価に対して反発や誤解をしたり、あるいは感情的になって、教師や学校との信頼関係を損なう場合があり得るところであり、さらに、こうした誤解や感情的反発により、場合によっては、教師に対する逆恨みを抱いたりする可能性もあり得る」。したがって「指導要録の本人等への全面的な公開を前提とした場合には、教師が右のような弊害を慮って、マイナス面についてのありのままの記載をしなくなり、あるいは、あえて特記事項を記載しないようになって、指導要録の内容が形骸化、空洞化し、児童の指導教育のための信頼できる資

料とならなくなるおそれがある」とした上で、「指導要録の本件非公開部分該当部分が公開された場合には、前記認定のような弊害を生ずることがあり、そうした弊害が生ずることによって、現在又は将来の指導要録に関する事務自体に影響を及ぼし、ひいては、これを資料とした適切な指導教育等の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがある」と判示し、本件非公開部分は非公開事由を定めた本件条例9条1項4号エに該当するとの理由で、本件処分を適法とした。

控訴審の東京高裁<sup>2)</sup>は、「教師による児童の全体的評価は、その評価の基礎となる事実の認識と右事実に基づく評価・判断作用からなるものというべきところ、右の基礎事実については教育の現場において教師が直接認識しうるところであり、その過程に誤りがないように注意し、必要があれば時期を失せず本人や関係者に確認するなどして正確な事実関係を把握することが可能であり、これを開示して事後的に児童本人の言い分を聞くことは、かえって無用の混乱を生じさせるものというべきである。」「基礎事実に基づく評価・判断作用は教師がその責任を自覚し専門的知識、訓練等に基づき、全人格的判断によって誠実に行うべきものであって、児童本人や父兄との議論によって常に正しい評価・判断に到達しうるという性質のものではない。個人が自分のマイナス面の評価を冷静かつ率直に受け止めることができるようになるには、それ相当の内面的成熟と自己洞察力を必要とし、児童本人にこれを期待することができないことはもとよりのこと、父兄についても我が子のマイナス面の評価について冷静かつ率直に受け止めることは必ずしも容易なことではないから、児童本人や父兄との議論は、かえって、正しい判断の支障になることが考えられる。」したがって「指導要録の公開はその公正な記録の助けになるのではなく、かえって、前記の弊害のほか、教師が児童本人や保護者の感情等を慮ってマイナス面の記載を躊躇し、継続的指導の資料として児童のプラス面及びマイナス面を問わずありのままに記載することが要請されている指導要録の本来の姿に反する結果を招来することも予想される。」と判示し、原判決を相当とし、控訴を棄却した。

## ②高槻市内申書事件

第二は、内申書非開示処分取消請求事件（高槻市内申書事件）である。本件は、原告が中学校在学時に被告である市教育委員会に対して、高槻市個人情報保護条例に基づき自己の調査書（内申書）の開示をその作成前に求めたところ不存在の通知を受けたため、その取消しを求めた事案である。

第1審の大阪地裁<sup>3)</sup>は、「総合所見」欄は「人の評価にかかわることであるから、長所を積極的に評価するものとして記載されたものが、受け取る者によっては、不利益な記載

と解釈されることもないわけではない」から、「本人に開示することによって、教師への不信感や遺恨等を招き、教師と生徒との信頼関係を損なうような事態も起きないとはいえず、生徒本人・保護者への開示を前提とすれば、これらの弊害をおそれて、『各教科の学習、特別活動及び性格行動等について、その特質を明らかにすると思われる事項及び指導上必要な事項』の記入が抑制され、その結果、この欄の記載が形骸化し、入学者選抜資料としての客観性、公正さが減殺されるおそれが生じ得るといわざるを得ない。」とし、「総合所見」欄については、条例の定める非開示事由の中「本人に知らせないことが正当であると認められるもの（本件条例13条2項2号）及び「開示することにより、公正かつ適切な行政執行の妨げになるもの」（本件条例13条2項3号）に該当するが、「総合所見」欄以外の項目はこれに該当しないと、これらについては開示すべきであったとした上で、本件不存在通知を違法と認定した。もっとも不存在通知の取消しの訴えについては、被告が現に調査書を保存・保管するものではないから訴えの利益はないとして、これを却下した。

控訴審の大阪高裁<sup>7)</sup>も、原審を踏襲して、調査書が既に高校側に送付されている以上、その不存在通知の取消しを求めることに訴えの利益はないと結論付けながらも、調査書を保管・管理していた期間については、「原判決の理由説示のとおり、本件調査書のうち総合所見欄以外の各欄をすべて開示すべき義務があったものということができる」と判示した。

### ③大田区指導要録事件

第三は、指導要録非開示決定処分取消請求事件（大田区指導要録事件）である。本件は、知的障害のある原告が被告の区教育委員会に対して、大田区公文書開示条例に基づき小学校在籍当時の自己の指導要録の開示請求をしたところ、指導要録の全部を非開示とする決定をしたため、その取消しを求めた事案である。

第1審の東京地裁<sup>8)</sup>は、「各教科の学習の記録」、「行動及び性格の記録」、「特別活動の記録」の各欄について、「程度の差はあるにしても、単なる計数的な成績評価にとどまらない全体的な評価あるいは児童の人物評価ともいい得る評価等が、開示されることを予定せず、したがって、こうした評価等を本人又は保護者に伝える場合の配慮もなされずに、マイナス面についてもありのままに記載されることが予定されているのであるから、これを開示するとすれば、場合によっては、児童が自尊心を傷つけられ、意欲や向上心を失い、あるいは教師や学校に対する不信感を抱いて、その後の指導に支障をきたす可能性があり、また児童が家庭と学校で現す様子が必ずしも同じものではなく、通知表の記載と指導要録

の記載とが必ずしも一致しないことからすれば、保護者又は児童本人が、右評価に対して反発や誤解をしたり、あるいは感情的になって、教師や学校との信頼関係を損なう場合も生じ得る。よって、「教師が右のような弊害を慮って、マイナス面についてのありのままの記載をしなくなり、最下位の評価をすることを回避し、あるいは、あえて特記事項を記載しないようになって、指導要録の記載内容が形骸化し、児童の指導教育のための信頼できる資料とならなくなり、ひいては指導要録制度そのものが形骸化、空洞化するおそれがあることも否定できない」とした上で、「教育行政事務の公正若しくは円滑な執行に支障をきたすおそれがある」と判示した。これに対して、『標準検査の記録』欄の記載内容は、基本的に検査結果等を転記するにすぎないものであるから、これを開示したとしても、教師が記載要領に反してまでして検査結果を記載しないような事態を容易に想定することはできないから、その記載内容が形骸化するというおそれを認めることはできない。」とし、「客観的検査結果を開示した場合に、開示請求者本人が右検査結果の性質又は趣旨を誤解し、あるいは開示された内容が開示請求権者の自己認識と異なることにより不快、落胆等の念を抱くことがあるとしても……いずれも当該情報を開示しない正当な理由となるものではない」とした上で、「本件処分のうち、右部分を非開示とした部分は、その要件を具備しないものとして、取消しを免れない。」と判示した。

控訴審の東京高裁<sup>9)</sup>は、指導要録のうち「各教科の学習の記録」欄、「特別活動の記録」欄及び「行動及び性格の記録」欄の記載内容について、「担任教師等が教育の現場等で知ることができた具体的な事実とこれに対する評価等（それらが常に家庭における児童の行動とこれに対する評価等と一致する訳ではない。）が、児童又はその保護者に開示されることを予定せずにマイナス面についてもありのままに記載されているから、仮にこれらの情報が開示されることになれば、当該児童又はその保護者が自尊心を傷つけられて、学習意欲や向上心を失い、あるいは担任教師、学校又は当該事実の関係者等に対して誤解や不信感を抱き、無用の反発を招く可能性もある。」「そのような事態は、担任教師等ないし学校のその後の指導教育等に支障をきたすおそれを生じさせることになる。」さらに、「担任教師等においても右のような事態が生ずることを懸念して、マイナス面についてありのままに記載することを差し控えたり、画一的な記載に終始するなどし、その結果、指導要録の記載内容が形骸化、空洞化し、指導教育のための基礎資料とならなくなり、当該児童に対する継続的かつ適切な指導教育を困難にするおそれがある。」また、「標準検査の記録」欄の記載内容についても、「仮に標準検査の結果である知能指数、知能偏差値等が開示された場合には、当該児童ないしその保護者は、これを成長の過程における一検査とし

て冷静に受け止めず、むしろ固定的、絶対的なものとして受け止める可能性を否定することができない。とりわけ当該標準検査の結果が良好でなかった場合には、当該児童ないしその保護者は、不快の念や落胆の念を抱いたり、自尊心を傷つけられる結果、学習意欲や向上心を失ったり、無用な反発をする可能性もある。」「そのような事態は、当該児童ないしその保護者と担任教師等ないし学校との信頼関係を損ない、その後の指導に支障をきたすおそれがある」ので、「担任教師等においても右のような事態が生ずることを懸念して、あえて標準検査の結果の記載を差し控える結果、当該児童に対する継続的かつ適切な指導教育を困難にするおそれがある。」とした上で、「本件非開示部分が開示されれば……児童ないしその保護者及び担任教師等ないし学校に無用な混乱をもたらし、成長過程にある児童の学習や生活状況等を総合的に把握し、継続的に適切な指導教育を行うという指導要録制度そのものを破壊するおそれ、ひいては学校全体の運営ないし教育行政事務の適正円滑な執行に支障をきたすおそれを生じさせる」ので、本件非開示部分を条例中の非開示理由である「当該個人に開示しないことが正当と認められるもの」（本件条例10条2号）に該当すると判断した。

#### ④西宮市指導要録・内申書事件

第四は、指導要録・調査書非開示処分取消請求事件（西宮市指導要録・内申書事件）である。本件は、原告らが西宮市個人情報保護条例に基づき被告である市教育委員会に対して、市立小中学校在籍当時の自己の指導要録と調査書（内申書）の全部の開示を求めたが、全面非開示の処分を受けた。原告らの異議申立てに対し西宮市個人情報保護審査会は全面開示の答申をしたが、被告は一部の非開示を取り消しただけであったので、原告が非開示処分の取消しを求めた事案である。

第1審の神戸地裁<sup>10)</sup>は、調査書の（内申書）の記載のうち、記載者の主観的評価に係る情報（「各教科の学習の評定の記録」欄の「参考事項」欄、「その他の特記事項」欄の部分）には、「生徒の全体的な評価あるいは人物評価ともいい得るものが、マイナス面についてもありのままに記載されているのであるから、これを公開するとすれば、場合によっては、生徒が自尊心を傷つけられ、意欲や向上心を失い、あるいは教師や学校に対する不信感を抱いて、その後の指導に支障をきたす可能性がある。」「生徒の様子が家庭と学校とは異なることがあり、通知表等との記載とも必ずしも一致していないことからすれば、保護者又は生徒本人が、右評価等に対して反発や誤解をしたり、あるいは感情的になって、教師や学校との信頼関係を損なう場合があり得る。」「こうした誤解や感情的反発から、教師や学校に対して逆恨みを抱き、トラブルが生じる可能性も否定できない。」「教師が右のよう

な弊害に鑑み、マイナス面についてのありのままの記載をしなくなったり、あえて特記事項を記載しないようになって、調査書の内容が形骸化、空洞化し、適切な指導教育、高等学校入学選抜の適正な資料としての機能を果たさなくなるおそれがある。また、「特別活動等の記録」欄、「スポーツテスト」欄の「備考」欄、「出欠の記録」欄の「欠席等の主な理由」欄及び「行動及び性格の記録」欄の「所見」欄と「特記事項」欄の部分についても、記載者の主観的評価が入り込むため、同様の弊害が生じる可能性があるとした上で、これらについては条例上の非開示事由である「開示することにより、公正かつ適正な行政執行が妨げられることが明らかなもの」(本件条例12条2項3号)に当たると判示した。これに対して、「身体の記録」欄、「スポーツテスト」欄の「記録・得点」欄、「出欠の記録」欄の「欠席日数」欄及び「各教科の学習の評定の記録」欄の数字欄の部分は、「客観的、一義的に定まる数値を記載するものであるから、これを開示したとしても、その記載内容が形骸化、空洞化するおそれや生徒本人が自尊心を傷つけられて意欲や向上心を失ったり、保護者や生徒本人と教師、学校との間の信頼関係を損なうおそれを認めることはでき」ないとした上で、条例上の非開示事由である「個人の評価、診断、判定等に関するもので、本人に知らせないことが正当と認められるもの」(本件条例12条2項2号)及び「開示することにより、公正かつ適正な行政執行が妨げられることが明らかなもの」(本件条例12条2項3号)には当たらないと判示し、右部分の非開示処分を取り消した。

控訴審の大阪高裁<sup>11)</sup>は、「教育上なされる評価は、今後の当該児童・生徒の教育資料等となるものであるから、たとえ、それが教師の主観的評価・判断でなされるものであっても、恣意に陥ることなく、正確な事実・資料に基づき、本人及び保護者からの批判に耐え得る適正なものでなければならぬ。教育は、当該児童・生徒の長所を伸ばすとともに短所や問題点をも指導・改善して、当該児童・生徒の人格の完成を図るものである。」とした上で、調査書及び指導要録の非開示部分に「マイナス評価が記載されるのであれば、正確な資料に基づくのは勿論、日頃の指導等においても本人あるいは保護者に同趣旨のことが伝えられ、指導が施されていなければならない。」「日頃の注意や指導等もなく、マイナス評価が調査書や指導要録のみに記載されるとすれば、むしろ、そのこと自体が問題であり、これ〔マイナス評価を開示すること(筆者注)〕によって生徒と教師の信頼関係が破壊されるなどというのは失当である。」「確かに、評価それ自体は教師の専権であり他から訂正等を強制されるものではない。しかし、事実誤認に基づく不当な評価は正されなければならない。誤った情報や不正な手段で得られた情報に基づく評価のために、不利益な取り扱いを受けることがないよう防止することにも本件条例の趣旨・目的はあるものと解さ



れ、特に、教育は各人の人格形成を目的とするものであるから、誤った記載や不当な評価により教育上の不利益を受けることがあってはならない。」「確かに、開示により感情的なトラブルが生じないとはいえないが、開示を求める側も、評価の部分についてはマイナス面の記載もなされることを当然認識しているはずであり、このようなトラブルは適切な表現を心掛けることや、日頃の生徒との信頼関係の構築によって避け得るものであり、これに対処するのも教師としての職責である」と判示し、本件非開示処分を違法と認定し、原判決を変更した。

#### ⑤東京都調査書事件

第五は、調査書特記事項非開示処分取消請求事件（東京都調査書事件）である。本件は、原告が被告の都教育委員会に対して、東京都個人情報保護条例に基づき高校入試の際に中学校から高校に提出された調査書の開示を請求したところ、「特記事項」欄を開示しない一部開示決定がなされたため、その取消しを求めた事案である。

第1審の東京地裁<sup>12)</sup>は、まず非開示事由の有無の判断方法について、「本件条例16条2号及び5号〔非開示事由の規定（筆者注）〕は、開示による支障の点のみをとらえた定めとなっているが、本件条例は個人の情報開示請求権及び訂正請求権を規定するとともに個人の権利利益の保護を目的とするものであるから、これら各号該当性を判断するに当たっても、まず、情報が非開示とされた場合に当該個人が受けるおそれがある不利益を十分に考慮し、各号が定める開示による支障がこの不利益を上回るものか否かという観点で欠くことは許されないものであり、このことは各号自体の定めにも黙示的に内包されていると解すべきである。」と判示した上で、原告が受ける不利益について、「特記事項の記載は、……多数の教職員の意見を総合して慎重にされているものではあるが、当該中学校という一つの組織内に属する教職員のみが関与して、評価対象者の意見を聴くことなく、一方的に行うものであって、その記載の適否を第三者が客観的な見地から審査する余地は全くないのである。」「そうした状況にある者のみによる判断は、一面的かつ独善的になる危険が免れないのであり、それが外部からの審査を受けないまま多年にわたって繰り返されると、客観的にみて恣意的ともいふべき記載がされても、それに対する批判を受ける機会のないまま、そうした記載が選考の資料とされる危険が生ずるし、さらには、万が一、特記事項の記載につき不正が行われたとしても、それを外部から客観的かつ制度的に審査する機会がない点で、そうした不正が生まれるおそれも全くないとはいえない。」「このような制度の下においては、記載事項を本人や保護者に開示することによって、その批判にさらすことが、恣意や不正を防止する唯一の方法といふべきであって、この記載を非開示にすること

は、その機会を奪うことになり、記載の内容が個人の人物評価にかかわるものであることを考慮すると、それに関する誤りを放置することは人格の尊厳を傷つけるものというべきであって、当該記載が入学試験にどのような影響を及ぼしたかにかかわらず、本人が不利益を受けるおそれ大きいというほかない。」「被告は、本件決定において、この点を十分に考慮したとは認め難く、その判断には重要な考慮要素を考慮していない点において、看過し難い欠落があったというほかない。また、仮に、被告において、この点を正しく考慮していたならば、開示によって相当重大な支障が生ずるおそれが具体的に予想されない限りは、非開示事由が該当性が認められないとの判断をすべき状況にあったというべきである。」と判示した。

次に、開示による支障について、「本件条例16条2号の規定の文言[「個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき」(筆者注)]、本件条例の趣旨及び同条例1条に記載された本件条例の目的等からすれば、同号に定める『おそれ』が生じたとするためには、個人情報の開示により実施機関の事務の適正な執行に支障が生ずる具体的かつ客観的なおそれがあることが必要であり、単なる実施機関の主観的なおそれや抽象的なおそれがあるのみでは非開示事由に該当すると認められないと解すべきである。」とした上で、「特記事項欄の記載の有無及びその記載の内容は、生徒及び保護者の高い関心を呼ぶ事項であることは明らかであって、……生徒本人や保護者との判断と実際の記載が一致しなかった場合において、これを公開した際、生徒の自尊心が傷つけられ、意欲や向上心が失われること、教師や学校に対する不信感を抱いて、教師の指導に支障をきたすこと等が生じる可能性があることは否定できない。」としながらも、「調査書の『特記事項』欄に記載される事項は、各項目ごとに『顕著な成果を上げた生徒について』その活動を記載するものであって、同欄に不利益な事項が記載されることはなく、また、特記事項欄の記載がされる生徒の各欄ごとの人数と全体の延べ人数の上限が一定の低い割合に定められていることからすると、記載の有無は相対的な評価というべきであって、絶対的な評価ではないのであるから、記載がない場合も当該生徒に絶対的にみて特記に値する事項がないということの意味するものではない。この二点において、当時の特記事項の記載は、生徒の人物全体につき絶対的な評価を記載するものに比べて開示しても生徒本人や保護者の理解を得やすいものというべきである。」とし、「特記事項欄の開示により支障が生ずるおそれは、いずれも極めて抽象的なものであり、本件条例16条2号には該当しないと判示した。

最後に判決は、被告の都教育委員会の判断について「非開示によって原告が受ける不利

益という重要な要素についての考慮が欠落している上、同要素とともに考慮すべき開示による支障の判断内容についても、その重要な部分に誤りがあったといわざるを得ず、これらは社会通念に照らして看過し得ない過誤欠落というべきである」とし、原告の請求を認容した。

## (2) 下級審判決の意味するところ

これらの判決に示された見解は、教育個人情報の開示を(1)客観的評価の部分に限定して認めるもの(部分的開示説)、(2)客観的評価・主観的評価の全てについて認めるもの(全面開示説)、(3)客観的評価・主観的評価の全てにわたり認めないもの(全面非開示説)、という3つのカテゴリーに分けることができる。これまでの判決においては、部分的開示説の立場を示したものが一番多く、東久留米事件、高槻事件、大田区事件、西宮事件の第1審判決、および東久留米事件、高槻事件の控訴審判決がこれにあたる。これに対して、全面開示説の立場を採るのが、西宮事件の控訴審判決と東京都事件の第1審判決であり、全面非開示説を示したのが大田区事件の控訴審判決である。

その際、諸判決において、開示の当否及び開示範囲についての判断に差異を生じさせてきた要因は、概ね①開示によって教師と児童・生徒あるいは親と間の信頼関係の維持が可能かどうか、②公正な評価の維持が可能かどうか、という点をめぐる教育論に集約することができる。つまり、信頼関係・公正な評価を維持するためには、客観的評価の部分についてのみの開示が可能であるとする立場を前提とするのが部分的開示説であり、主観的評価の部分を含めて全ての評価についての開示が可能であるとする前提に立つのが全面開示説である。一方で、信頼関係・公正な評価の維持のためには全ての評価について開示を不可能とする前提に立つのが全面非開示説である。

つまり、これら開示の当否及び開示範囲をめぐる対立の根源には、第一に、教育個人情報の開示によって児童・生徒あるいは親と教師との間の信頼関係が喪失されるという「信頼関係喪失論」の立場を採るか、むしろ両者の間の信頼関係を構築できるとする「信頼関係構築論」の立場を採るかという議論があり、第二に、教育個人情報の開示によって内申書・指導要録の空洞化を生じさせるおそれがあるという「内申書・指導要録空洞化論」の立場を採るか、そのような弊害は教育委員会の主観的・抽象的なおそれに過ぎないとする「空洞化観念論」の立場を採るか、あるいは、むしろ開示によって恣意的な内申書・指導要録の内容を是正する機会が与えられ、公正さを保障できるという「是正の機会論」の立場を採るかという議論があるのである<sup>13)</sup>。当然のことながら、開示を請求する原告の児童

・生徒が、「信頼関係構築論」、「空洞化観念論」、「是正の機会論」を主張してきたのに対して、被告の教育委員会側は、「信頼関係喪失論」、「内申書・指導要録空洞化論」を理由にその開示を拒否してきたのである。ただし、これらの対立は、教育行政学者、教育法学者の間でも論を二分する論争であり<sup>14)</sup>、現在までのところ、この点についての教育学上の定説があるわけでもない。そうであるならば、下級審判決の多くがその結論はどちらにも解釈し得る教育学上の論争に完全に乗っかった議論に終始し、さながら「教育論争」の域を出ない様相を呈しているのは、余りにもナイーブといえる。

そうした中で注目すべきなのは、東京都調査書事件の第1審判決である。当該判決では、開示しない場合の原告の不利益と開示した場合の支障・弊害を慎重に比較衡量し、前者よりも後者が大きい場合にのみ開示を認めるという判断枠組みを設定した上で（以下、「慎重な比較衡量」のアプローチと称する<sup>15)</sup>、前者における「是正の機会論」と後者における「信頼関係喪失論」・「空洞化論」をそれぞれ精緻に検討した結果、特記事項欄の開示を認める判断を示したのである。もっとも、判決の結果（全面開示説）自体については、西宮事件の控訴審判決と同様、首肯し得るものではないが、一方で他の下級審判決の多くが「教育論争」のいずれかの立場の議論を単純に主張していた（以下、「単線型審査」のアプローチと称する）のとは異なり、判断枠組みを明確に示した上で慎重に比較衡量をしている点では出色の法解釈論を提示したものといえる。

ただし、具体的な判断手法には若干の疑問が残る。つまり、開示した場合に生じ得る支障・弊害の判断については、支障・弊害のおそれが客観的かつ具体的なものでなければならぬとしながら、開示しない場合に原告が被る不利益の判断については、かなり主観的、抽象的なおそれであっても、これを認めている点である。そもそも、条例上の開示請求権については、憲法上13条の幸福追求権から導き出されたプライバシー権を「自己情報コントロール権」と再構成し（通説<sup>16)</sup>、これを具体的権利として法定したものと解する有力多数説の立場<sup>17)</sup>に立つならば、プライバシー権が有する個人人格の尊厳との深い関連性を鑑みて、自己情報開示請求権の制約の正当性の判断に際しても、比較衡量論に拠らずに、プライバシー権制約の判断に用いられるべきとされる「やむにやまれぬ利益」基準や「厳格な合理性」基準<sup>18)</sup>を適用することが必要であると考えられるかもしれない。もっとも、ここでは憲法上の権利を法令等によって制約することの正当性が議論されているのではなく、開示請求権という条例上創設し規定された権利を同条例上の但し書規定によって制約することの正当性が問題となっているのであるから、その意味ではむしろ「慎重な比較衡量」アプローチに基づいた判断を行なうことが妥当といえるだろう。但し、「慎重

な比較考量」アプローチを採る場合であっても、ドゥオーキン流の解釈をすれば<sup>19)</sup>、そもそも開示請求権が、実定憲法典上は明定されていない「背景的権利」であるプライバシー権(「自己情報コントロール権」)を「推定上の権利」として援用しながら法制上具体化した権利である以上、かかる開示請求権の論理的源泉である幸福追求権のもつ憲法上の価値の重要性を十分に配慮した上で司法判断を行なう必要があるだろう。その意味では、「慎重な比較考量」アプローチに基づいて判断を行なう際に公権力側の規制目的(開示による障害・弊害のおそれ)の判断を、原告側の不利益の判断に比して厳格におこなうことにはそれ自体意義があると考えられる。

### (3) 最高裁判所判決における見解

これらの下級審判決において見られる結論の混乱に対して、教育個人情報の保護をめぐる初の最高裁判所判決が近年下された。大田区事件の上告審判決<sup>20)</sup>がこれである。

#### ⑥大田区指導要録事件最高裁判決

指導要録のうち「各教科の学習の記録」欄中の「所見」欄、「特別活動の記録」欄及び「行動及び性格の記録」欄の部分に記録されている情報は、「児童の学習意欲、学習態度等に関する全体的評価あるいは人物評価ともいうべきものであって、評価者の観察力、洞察力、理解力等の主観的要素に左右され得るものであるところ、大田区においては、当該情報については、担任教師が開示することを予定せずに、自らの言葉で、児童の良い面、悪い面を問わず、ありのままを記載していたというのである。」「このような情報を開示した場合、原審が指摘するような事態が生ずる可能性が相当程度考えられ、その結果、指導要録の記載内容が形骸化、空洞化し、適切な指導、教育を行うための基礎資料とならなくなり、継続的かつ適切な指導、教育を困難にするおそれを生ずることも否定することができない。」一方で、指導要録のうち「各教科の学習の記録」欄中の「観点別学習状況」欄の部分に記録されている情報は、「各教科の観点別に小学校学習指導要領に示された目標を基準としてその達成状況を三段階に分けて評価した結果であり」、「各教科の学習の記録」欄中の「評定」欄の部分に記録されている情報は、「上記の評価を踏まえて各教科別に三段階又は五段階に分けて評価した結果である」ので「以上の各欄に記録された情報は、児童の日常的学習の結果に基づいて学習の到達段階を示したものであって、これには評価者の主観的要素が入る余地が比較的少ないものであり、三段階又は五段階という比較的大きな幅のある分類をして、記号ないし数字が記載されているにすぎず、それ以上に個別具

体的な評価、判断内容が判明し得るものではない。そうすると、これを開示しても、原審がというような事態やおそれを生ずるとはいい難い。」また、「標準検査の記録」欄に記録されている情報は、「実施した検査の結果等客観的な事実のみが記載されているというのであるから、これを開示しても、原審がというような事態やおそれを生ずることは考え難い。」とした上で、前者については条例上の非開示情報である「個人の指導、診断、判定又は評価等に関する情報であって、当該個人に開示しないことが正当と認められるもの」（本件条例10条2号）に該当するが、後二者についてはこれに該当しないと判示し、被上告人である区教育委員会の控訴を棄却した。

このように最高裁判所は、当該事件について原審の控訴審判決において採用された全面非開示説に取って代わり、再び原原審の第1審判決において採用された部分的開示説を採用する立場を示すに至った。このような判決の結果（部分的開示説）自体は妥当なものであると考えられるが、但し、同判決においても他の事件における下級審判決の多くと同様に、東京都調査書事件第1審判決において採用された「慎重な比較衡量」のアプローチは採られず、単純な論理展開を示す（「単線型審査」のアプローチ）に止まった。

### 3 教員の個人情報の保護に関する判例の動向

#### （1）下級審判決における見解

初等・中等教育の場における教員の個人情報の保護をめぐる議論は、教員の人事に係る個人情報を情報公開条例に基づき第三者に公開するか否か、あるいは個人情報公開条例に基づき本人に開示するか否かという文脈で争われてきた。これらの事案について最高裁判所の判断は未だ判示されていないが、いくつかの下級審判決が存する。具体的には前者は、教員の人事に係る推薦書の第三者への公開を認めるか否かという問題であり、名古屋市教務主任推薦書事件がこれである。後者は、勤務評価書や、人事異動に関して学校長から市町村教育委員会宛に提出される意見書、市町村教育委員会から都道府県教育委員会宛に提出される内申書等の人事異動に係る具申書を、本人へ開示するか否かという問題であり、愛知県勤務評定書事件、山梨県人事異動具申書事件、枚方市校長所見欄事件がこれにあたる。

#### ①名古屋市教務主任推薦書事件

第一は、教務主任候補者推薦書非公開決定処分取消請求事件（名古屋市教務主任推薦書

事件)の第1審判決<sup>21)</sup>である。本件は、原告の教員が被告の市教育委員会に対して、名古屋市公文書公開条例に基づいて市立小学校の教務主任である者に係る教務主任候補者推薦書中の「校長所見」欄の公開請求を行ったところ、非公開の決定がされたためその取消しを求めた事案である。

第1審の名古屋地裁は、推薦書中の所見欄の「記載内容から常に特定の個人が識別され得るとはいえない」が、「仮に本件所見欄が公開されるとすれば、今後、校長は、推薦書の所見欄が関係職員等の目に触れ、場合によっては、その記載の当否について批判を受けることを前提として、同欄の記載をせざるを得なくなり、その結果、教務主任選考のために必要な意見ないし評価を率直に記載することを差し控え、ひいては、候補者の教職実績及び人物について適切な評価をし得る者の意見が選考事務担当者に的確に伝えられない事態が生ずるおそれがあるものといわなければならない。」「したがって、本件所見欄に記録されている情報を公開することにより、今後の教務主任の任命やこれに関連する人事異動の適正を期することができなくなるおそれがあるというべきであるから、右情報の公開により人事行政(職員の身分取扱い)の目的の達成が損なわれるおそれがあると認められる。」とした上で、条例上の非公開情報(本件条例9条1項6号)が記録されているから非公開文書に該当すると判示し、請求を棄却した。

## ②愛知県勤務評定書事件

第二は、勤務評定書一部不開示決定取消請求事件(愛知県勤務評定書事件)の第1審判決である。本件は、原告の教諭が愛知県個人情報保護条例に基づき、勤務評定書中の個人情報向被告の県教育委員会に対して開示請求したのに対して、その一部を不開示とする決定がなされたため、不開示情報の開示を求めて当該決定の取消しを求めた事案である。

第1審の名古屋地裁<sup>22)</sup>は、「民間企業における勤務評定の指標が比較的客観化しやすいのと異なり、少なくとも、教育を担う学校職員の勤務評定の場合は、教育が人間が人間に働きかけて児童生徒の可能性を引き出すための高度の精神活動であることから、その評価のための観察内容には、格段に主観的要素が多く含まれており、しかも、その占める割合も大きいと認められるから、その評価も、評定者がその観察内容自体をどのように理解しているかに影響されざるを得ないと考えられる」ため「主観的な観察内容で判断される項目を多く含む情報が開示されると、評定要素や観察内容、項目の内容をどうとらえるべきか等についての考え方の違いから、被評定者が評定者の評価及び所見等を率直に受け止めることが難しい場合も少なくなく、その場合には、それが、教育がどうあるべきかという議論と結びつきやすいだけに、評価の不当性を巡って、現場が混乱する可能性も高いと考

えられる。」また、「学校長としては、勤務評定が開示されれば、被評定者との関係を悪化させたくないという配慮や、個別の評価につき客観的根拠がないなどの反論・非難を恐れて、不利益記載を避けた勤務評定書を作成しようとする可能性を否定できない。」「このような事態となれば、公正かつ客観的な勤務評定がなされなくなり、勤務評定書の記載内容の空洞化・形骸化を招き、ひいては、勤務評定に基づいて合理的に人事管理を行うという勤務評定制度の目的を達することが困難になってしまうおそれが十分にあると認められる。」「現在の学校職員の勤務評定制度の下においては、本件情報の開示による勤務評定事務及びこれを基礎とする人事行政事務の適切な執行について、客観的な弊害が生じる蓋然性が存在すると認められる。」とした上で、本件情報は条例上の非開示情報である「請求者に開示をすることにより、当該評価……指導等の事務事業の適切な執行に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」（本件条例13条3項4号）に該当すると判示し、請求を棄却した。

### ③山梨県人事異動具申書事件

第三は、人事異動意見書内申書一部不開示処分取消請求事件（山梨県人事異動具申書事件）の第1審判決と控訴審判決である。本件は、県費負担教職員である原告が被告の県教育委員会に対して、山梨県個人情報保護条例に基づき人事異動に係る意見書および内申書の開示を求めたのに対して、その一部を非開示とする決定がなされたため、非開示部分の取消しを請求した事案である。

第1審の甲府地裁<sup>23)</sup>は、意見書記入欄の「記載には校長の主観的評価、判断が含まれるところ……これまで本人に開示することを前提にして作成されたものでもないから、本件意見書記入欄には忌憚なく当該職員のプラス面のみならず、マイナス面を記載することになり、また、意見についてはその当否はともかく必ずしも当該職員の希望と一致しない記載がされることも想定される。そうすると、本件意見書記入欄に記載された情報が開示された場合、その記載内容について紛糾したり、当該教職員が校長に対し反感や不信感を抱いたりするなどして、人事に係る事務の適正かつ円滑な執行に混乱を生ずるおそれがあるばかりか、これによりその後の職務についても支障が生ずることも考えられる。」「当該教職員とともに職務を行い、これを直接監督する立場にある校長が、上記のような混乱をおそれて意見書に率直な意見の記載をすることを控え、公平・客観的な評価をしなくなるようになり、ひいては、意見が的確に伝わらない事態が生ずるなどして、意見書が適正かつ円滑な人事に係る事務の資料としての機能を果たさなくなるおそれもあり、かえって、教職員の人事に係る事務を不透明にする可能性もある」とした上で、「本件意見書開示に伴



う上記諸弊害発生のおそれは、それぞれ重大なものであり、人事に係る事務等の適正かつ円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある」から、本件意見書記入欄の記載は本件条例14条1項3号に該当し、被告の決定に裁量権の逸脱又は濫用等の違法は認められないと判示した。その一方で、「本件内申書の記載は本件意見書記入欄の記載とは異なり、任免等の結論のみを示すもので、主観的な評価を含むとも言い難く、また、市町村教育委員会、校長とは立場が異なり、当該教職員とともに職務を遂行するような立場にはない上、当該職員らによって圧力が加えられたとしても組織としての対応が十分可能と考えられ、本件内申書の開示により、市町村教育委員会が率直な意見の記載を差し控えるようなことは想定することが困難で、本件意見書記入欄を開示した場合と同様の諸弊害が生ずるおそれは小さいものといえる。」したがって、「内申書に記載された個人情報、少なくとも当該人事後に開示するのであれば、」人事に係る「事務に著しい支障が生ずるおそれがあるということはでき」ないとして、当該情報は非開示事由を定めた本件条例14条1項3号、5号に該当しないから、内申書の非開示決定は本件条例の解釈適用を誤った裁量権の逸脱または濫用にあたり違法であるとした。

控訴審の東京高裁<sup>24)</sup>は、意見書記入欄の中には、「事実の意味合いが強いものと、全人格的な評価やその総合判断結果としての意味合いが強いものが含まれていることは明らかであり、上記各欄に記載されるべき事項の性質上の差異を無視して、一律に評価であるとの理由により非開示とすることは相当でない」とし、「出勤状況」欄と「特技・特能」欄について、「『出勤状況』の欄は、自己の欠勤、遅刻、早退等の状況や、正規の届出の有無等、当該職員にとっては自明の事柄であり、客観的事実に基づくことから、その三段階評価も自ずから概ね予想がついてしかるべき事項である。」また、「『特技・特能』の欄は、概ね当該職員からの自己申告や、各種特能試験の結果等に基づき当該職員の有する特別な技量、技術など客観的事実を基礎として記載されるものであり、校長の評価が加わるにしてもその余地は比較的少ないし、マイナス評価が記載されることもあり得ない。」とした上で、「本件意見書記入欄のうち、前記『出勤状況』及び『特技・特能』欄の記載を開示しなかったことは……本件条例14条1項3号、5号に規定の当該事務に著しい支障が生ずるおそれがあるということはできず、」これを開示しなかった決定には本件条例の解釈運用を誤った裁量権の逸脱又は濫用があり、違法であると判示した。その結果、「原判決の認める内申書のほか、本件意見書記入欄のうち『出勤状況』及び『特技・特能』の欄を開示しないとした点も違法である」とし、原判決を変更した。

#### ④枚方市校長所見欄事件

第四は、同じく人事異動に係る文書の部分開示決定をめぐって争われた校長所見欄非開示決定取消請求事件(枚方市校長所見欄事件)である。本件は、市立中学の教員である原告が枚方市個人情報保護条例に基づき、市内人事異動に係る自己に関する所見、資料一切の閲覧および写しの交付を請求したところ、被告の市教育委員会が対応する文書のうち校長所見欄を非開示とする決定を行なったため、非開示部分の取消しを求めた抗告訴訟である。

第1審の大阪地裁<sup>25)</sup>は、「市内配置換等調査票」における「校長所見が開示された場合、開示を受けた者が、校長所見作成者である校長に対し、その評価について不信感や個人的怨恨を抱いたり、その表現の無配慮さ故にあらぬ誤解を生じることは容易に推察される。」

「仮に、そのような校長所見が全面的に開示されることとなれば、それ以後、校長は校長所見欄が当該教職員の目に触れ、また、その写しを入手した当該教職員を通じて他の教職員の目に触れることを前提とし、さらに、場合によってはその記載の当否についての批判を受けることをも前提として校長所見の記載をすることとなる」結果、「当該記載についてあらぬ誤解を招いたり、種々の抗議を受けることを恐れるあまり、人事異動の審査のために必要な意見ないし評価を率直に記載することを差し控え、ひいては、当該職員の教職実績や職務態度、人物像について適切な評価をすべき者の意見が、人事権を有する大阪府教育委員会に対し内申をする権限を有する被告に的確に伝わらないこととなる。」したがって、「校長所見を開示することにより、教職員に対する人事行政の遂行に当たって、「具体的かつ現実的な支障が生じ、これによって人事行政の目的が達成できなくなる蓋然性が法的保護に値する程度に認められるから」、本件所見欄を非開示事由を定めた本件条例16条2項2号(「事務事業の目的が達成できなくなるおそれ」)に該当するとした非開示処分は適法であるとし、請求を棄却した。

#### (2) 下級審判決の意味するところ

これらの判決は、個人情報の第三者への公開について、これを否定した名古屋市教務主任推薦書事件第1審判決を別とすれば、全て個人情報の本人への開示請求をめぐって争われてきたものである。判決は概ね、本人への開示を客観的評価の部分に限って認め、主観的評価の部分については認めない部分的開示説の立場を採用したものである。その際、根拠として示されたのは、①開示により評価者である学校長と被評価者である教員の関係が悪化し、職場が混乱するという「職場混乱論」と、②開示によって勤務評価書の空洞化を

生じさせるおそれがあるという「勤務評価書空洞化論」である。被告の教育委員会が開示を拒否する根拠としてこれらを主張してきたのに対して、原告は開示によって勤務評価書を是正する機会が与えられ内容の公正さを維持できるという「是正の機会論」を主張してきた。

これら判決における結果（部分的開示説）自体は妥当なものと考えられるが、しかし、いずれの判決においても「職場混乱論」と「空洞化論」が一方向的に論じられてきた（「単線型審査」のアプローチ）だけで、先に児童・生徒の教育個人情報の保護に関する判例の中でみた東京都調査書事件第1審判決において採用されたような、被告が主張するこれらの支障・弊害のおそれと、原告が被る不利益とを比較検討する「慎重な比較衡量」アプローチの判断枠組みが採られることはなかった。もっとも、枚方市校長所見欄事件第1審判決が「本件条例は、個人情報の開示を請求する権利と、その開示により弊害が生じるおそれとを比較衡量した上、開示請求に係わる個人情報を開示しないことができる場合を列挙している」と判示していることからは一見、比較衡量論的アプローチに依拠しているかに窺える。しかし、同判決の理解は、条例制定時において比較衡量に基づいて開示しないことができる個人情報の範囲の策定を行ったという「立法政策の問題」について示したにとどまり、非開示事由を定める規定の解釈については「その文言に照らして合理的に解釈すれば足り、それ以上に限定的に解することは必要でなく、また相当でもない。」と述べているように、必ずしも司法審査の段階において「慎重な比較衡量」のアプローチを採用することを認めたものとは言えない。むしろ、非開示事由を「合理的に解釈すれば足り」という判断は、司法審査の場においては比較衡量論的アプローチに拠らずに、結果的に「単線型審査」のアプローチを採ることを意味しかねないことには注意を要する。

この点で、一般公務員の勤務評価の本人開示についての事例ではあるが、高槻市勤務評定報告書事件の第1審判決<sup>26)</sup>と控訴審判決<sup>27)</sup>が、実質的に比較衡量論的アプローチに基づき、開示した場合の支障・弊害のおそれである「職場混乱論」・「空洞化論」と不開示の場合に生ずる原告の不利益である「是正の機会論」とを大雑把ではあるが検討した結果、「どちらか一方のみを過大視することは相当でない」と判示し、開示請求の拒否を妥当としたことは注目に値する。その意味では教員の勤務評価に関する上記の諸判決は、法律論としては精緻さを欠くものであり、今後のこの分野における判例の展開が待たれるところである。

## 4 大学における個人情報の保護において学ぶべき点

これまで見てきた初等・中等教育機関における児童・生徒の教育個人情報あるいは教員の個人情報の保護をめぐる判例の動向とその分析を基に、大学における学生あるいは教員の個人情報保護のあり方について若干の考察を試みる。その際、①個人情報の本人あるいは第三者への開示（公開）の当否についての判断枠組みとしては、上記判決の一つである東京都調査書事件第1審判決において採用された「慎重な比較衡量」アプローチに従い、開示（公開）による利益と開示（公開）による不利益とを比較検討して決定する、また、②これらの比較衡量にあたっては、プライバシー権の保障という観点からのみではなく、憲法上保障されている学問の自由・「大学の自治」や憲法から導き出される「教育の自由」<sup>28)</sup>「教育権の独立」<sup>29)</sup>という視点に立った解釈論を行なうことにする<sup>30)</sup>。

### （1）学生の個人情報保護のあり方

大学における学生の教育個人情報の保護に関しては、大学が学問研究機関であることを鑑みれば、教授その他の研究者が大学において特別の学問の自由・「大学の自治」を享有することの効果として、学生は純粋な学問研究の場においては、学問研究の主たる主体ではなくとも学問の自由を享有し、大学を構成する一部として補助的ではあれ「大学の自治」の一翼を担う立場にあるということが出来る<sup>31)</sup>。そうであるならば、教育の場においても学生のより能動的な役割が期待されることになり、児童・生徒以上に学生の主体性を尊重する形で行なわれる必要がある。したがって、プライバシー権の保障という観点からと同様に、学生本人への個人情報の開示が十全に保障されることはいうまでもなく、第三者への個人情報の公開は保護者・教員に提供される場合を含めて、児童・生徒の場合よりも一層慎重に行なわれなければならないであろう。

つまり、原則的に第三者への開示は本人の承諾なしには成し得ないことは、プライバシー権の観点からは当然の帰結であるが、保護者・教員への提供は、学生の学問の自由や親あるいは教員による「教育／教授の自由」、教員による「教育権の独立」の視点に立った上で、教育上の必要性を考慮して慎重に判断されるべきである。したがって、「慎重な比較衡量」アプローチの枠組において、開示することによって得られる教育上の利益（親の「教育の自由」や教員の「教授の自由」にもたらすメリット）と開示することによって本人あるいは教員が被る学問上あるいは教育上の不利益（学生の学問の自由や教員の「教

育権の独立」にもたらすデメリット)とを比較衡量して開示の可否は判断されるべきであろう。

もっとも、昨今の大学の大衆化現象の進展という状況の下で、「大学の幼児化」ともいわれる事態に直面し、大学の役割の重心が学問研究機関から教育機関へと転換し、さらに大学によっては高等教育機関的な役割から初等・中等教育機関的役割へとその主たる教育機能が変化しつつある中で、教育機能のより一層の充実は緊要の課題となりつつあることも事実である。そうであるならば、教育情報の開示をめぐり上述の比較衡量を行なう際に、教育上の利益が持つ重要性は大きなものといわざるを得ず、結果として学生の個人情報保護者・教員への開示はより積極的に行なうことが認められることになるだろう。

## (2) 教員の個人情報保護のあり方

大学における教員の個人情報の保護に関しても、大学の学問研究機関としての役割と教育機関としての役割という二つの要素のバランスの上に立ち上記の憲法上の諸価値を考慮した上で判断する必要があるだろう。つまり、そもそも学生による教員の授業評価それ自体は、大学の教育機関としての機能を強化する面では、積極的に推進されるべきであるといえるが、授業評価という教員の個人情報の保護に関しては、開示する対象者によっては大学の果たす役割の違いに応じて、憲法上の諸価値に照らして相反する帰結を齎すことになるといえる。

すなわち、授業評価の教員本人への開示は、そもそも学生に授業を評価する能力が備わっているという前提に立つ限り、教育機能・学問研究機能の向上という観点のいずれによっても教員の「学問(教授)の自由」、「教育権の独立」という憲法上の価値に照らして要請されるものであり、また、プライバシー権の保障という観点からも肯認され得るものである。一方で、教員個人の授業評価を本人の承諾なしに第三者に対して公開することについては、プライバシー権保障の観点からは当然なし得ないものであることは言を俟たない。もっとも、教育機能の強化という観点からはこれを肯定することもできようが、学問研究機能の観点から見れば、親の「教育の自由」、学生の学問の自由という憲法上の価値に照らしても、これを首肯することはできない。教員の授業評価がいたずらに本人以外の第三者に公開されることは、大学教員の学問研究を萎縮させ、学問の自由を侵害させる危険があるからである。また、それが大学外の第三者に公開され、学問研究に対する不当な干渉・圧力・誘導を招くことになれば「大学の自治」を自壊しかねない。

したがって、大学の学問研究機関としての役割からは教員個人の授業評価の第三者への

公開は本人の承諾がない限り、憲法上保障された学問の自由、「大学の自治」の観点からこれを行なうことはできないと解すべきであろう。もっとも、先にみたとおり、一見、大学における教育機能の重視という社会的あるいは時代的な要請の前に、「慎重な比較衡量」アプローチによって教育上の利益を配慮して第三者へ開示を是認する解釈も成り立ち得るかに思えるであろう。しかし、ここでは開示することによって得られる教育上の利益（親の「教育の自由」や学生の学問の自由、教員の「教授の自由」にもたらすメリット）と、開示することによって失われる学問研究上の利益（教員の学問の自由や「教育権の独立」にもたらすデメリット）とが比較衡量されるのであり、大学においてはあくまでも学問の自由という憲法上の価値が「教育の自由」というべき価値よりも大きいことを勘案するならば、当然に学問研究上の利益を失ってまで、授業評価の第三者への開示を認めることはできないであろう。そもそも、このような問題の背景には、大学において「教育」の客体であり、「学問研究」の主たる主体とはいえない学生に、「教育」の主体である教員の授業内容を評価させ、ひいては、学問研究の内容にまでも影響を及ぼしかねないことを行うという矛盾があり、そのことにこそ問題があるといえるのではない。

大学における授業評価は、ファミリー・レストランにおけるアンケート調査と同次元で扱うべきものではない。ましてや一般に公表される『ミシュラン』や『ザガット・サーベイ』の類のレストラン・ガイドと同一視すべきものではない。もし授業評価をそのように扱うのであれば、「学問の府」を教育産業におけるサービスと同列に墮することにならないか。人類が中世ヨーロッパ以来の伝統と歴史の中で育んできた学問の自由・「大学の自治」という価値は、対価を払い得られるサービスという側面のみで置き換えることができる程、軽々しいものであったのか。

その意味で、我々はかつて田中耕太郎が述べた次の言説—「教育は、……一般の *do ut des*（「汝が我れに与える故に我れ汝に与う」）型の、つまり当事者の利害が対立するところの交換契約型の契約とは異なり、その倫理的性質が顕著であり、従って教育者の職業は一般の営利的業務ことに商人はもちろんのこと一般勤労者の活動とは全く異なった性格を帯びている」<sup>32)</sup>—を改めて想起すべきではないか。

## 5 結語—今後の課題

以上、初等・中等教育における児童・生徒あるいは教員の個人情報保護をめぐる判例の動向をヒントに、大学における学生あるいは教員の個人情報保護のあり方はどうあるべき

かを考察してきた。その際、個人情報の開示によって得られる利益と失われる利益とを慎重に比較衡量するアプローチを採ることによって、より客観的な判断結果を得ることができると、また、判断に際してはプライバシー権という観点のみならず、比較衡量する利益に学問の自由や「大学の自治」、「教育の自由」、「教育権の独立」といった憲法上の価値を織込むことによって、より憲法上の人権保障に合致した個人情報保護のあり方を模索することができることを指摘できるであろう。これらの視点から、現在進められている学生指導、授業評価等に係わる個人情報については、今後これを慎重に取り扱っていくことが大学教育に関する諸改革を成功させる上で重要であろう。

## 注

- 1) 大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(平成10年10月26日)。
- 2) 第三者評価の意義については例えば、木村孟「今、何故大学評価か—大学審議会の論議を中心に」学術月報51巻8号(特集大学の機関評価)(1998年)10頁、大澤敦「国立学校設置法の一部改正—大学評価機関の設置(法案の解説と国会審議Ⅲ)」国会月報47巻620号(2000年)50頁、51頁、黄地吉隆「高度専門職業人の養成と機動的・弾力的な大学運営の促進—専門職大学院制度の整備、大学の設置許可制の弾力化、第三者による大学評価の導入等—」時の法令1689号(2003年)37頁、40頁を、その問題点については例えば大澤、前掲論文51頁、日永龍彦「大学の評価と財政問題<報告3>」日本教育法学会年報33巻(2004年)152頁等を参照。
- 3) 前者の例として本稿注4)～12)、20)に、後者の例として注21)～25)に対応する判決をそれぞれ参照。
- 4) 東京地判平成6年1月31日判時1523号58頁。
- 5) 東京高判平成6年10月13日「週刊教育資料」550号(教育公論社、1994年12月)12頁。
- 6) 大阪地判平成6年12月20日判時1534号3頁。
- 7) 大阪高判平成8年9月27日判自163号68頁。
- 8) 東京地判平成9年1月17日「特別区法務資料」27巻(財団法人特別区協議会法務調査室、1997年4月)34頁。
- 9) 東京高判平成10年10月27日「特別区法務資料」29巻(財団法人特別区協議会法務調査室、1999年4月)2頁。
- 10) 神戸地判平成10年3月4日判自187号43頁。

- 11) 大阪高判平成11年11月25日判タ1050号111頁。
- 12) 東京地判平成13年9月12日判時1804号28頁。
- 13) これらの議論を整理したのとして、中谷実「小学校児童の指導要録記載事項と本人不開示の妥当性」民商法雑誌130巻4・5号(2004年)916頁、922—924頁を参照。
- 14) 例えば開示消極説として、下村哲夫「教育情報自己開示請求」ジュリスト増刊『情報公開・個人情報保護』(1994年)257頁、菱村幸彦「教育情報の公開をどう考えるか」季刊教育法93号(1993年)15頁を、開示積極説として、市川須美子「教育自己情報開示請求—積極説」前掲ジュリスト増刊254頁、中川明「指導要録と内申書」季刊教育法65号(1986年)78頁を挙げることができる。
- 15) 「慎重な比較衡量」のアプローチを採用したのとして、Whalen v. Roe, 429 U.S.589 (1977) が挙げられる。同事件では、本稿で取り上げる我が国における諸判決(注3)参照)と同様に個人情報の非開示が問題とされたが、判決は、合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項によって保護されるプライバシーの利益とそれと対立する利益とを慎重に比較衡量した。
- 16) 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第四版)』(岩波書店、2007年)119頁、佐藤幸治『憲法(第三版)』(青林書院、1995年)453—455頁。
- 17) 芦部『憲法学Ⅱ人権総論』(有斐閣、1994年)382頁以下、佐藤幸治「プライバシーと知る権利」法学セミナー359号(1984年)18頁以下参照。
- 18) 芦部前掲書注17)386頁以下参照。
- 19) ドウオーキンの「背景的権利」(background right)、「推定上の権利」(presumptive right)については、R.DWOKIN, TAKING RIGHT SERIOUSLY, Ch.3, 4&12 (1977) を参照。
- 20) 最三小判平成15年11月11日判時1846号3頁。
- 21) 名古屋地判平成5年9月13日判自121号48頁。
- 22) 名古屋地判平成14年9月20日(判例集未掲載)。
- 23) 甲府地判平成15年3月18日(判例集未掲載)。なお、判決の要約については季報情報公開11号16頁参照。
- 24) 東京高判平成15年9月24日(判例集未掲載)。
- 25) 大阪地判平成17年3月15日判自276号84頁。
- 26) 大阪地判平成12年12月18日判自229号38頁。
- 27) 大阪高判平成13年10月12日判自229号34頁。
- 28) 親及び教師の「教育の自由」について、旭川学カテスト事件最高裁判決(最大判昭和51年5月21日刑集30巻5号615頁)は、前者を憲法上の根拠条文を明示せず認めたと、後者を23条を根拠に一定の範囲内で認められるとした。
- 29) 「教育権の独立」論については、田中耕太郎『教育基本法の理論』(有斐閣、1961年)861頁以下を参照。田中の「教育権の独立」論は主として、初等・中等教育機関における保障を念頭にいたものであるが、その保障の射程には大学も含まれていると解される。
- 30) 「教育の自由」、「教育権の独立」等の憲法上の価値を根拠に初等・中等教育機関における教育個人情報の保護について考察したのとして、青柳卓弥「教育個人情報の保護に関する憲法上の位置付け—『プライバシー権』v.s.『教育の自由』・『学習権』—」平成国際大学研究所論集7号(2007年)3頁以下参照。
- 31) 東大ボロボロ事件最高裁判決(最大判昭和38年5月22日刑集17巻4号370頁)は、純粋な学問研究活動である場合、学生にも大学における特別な学問の自由・大学の自治が副次的にはあれ、反射的権利として認められると判示したものと理解できる。
- 32) 田中、前掲書注29)142頁。

本稿は、平成19年度平成国際大学大学院共同研究「現代における大学教育をめぐる諸問題」(研究代表：高乗正臣教授)による研究成果の一部である。なお、文責は専ら筆者個人に帰するものである。